明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇八一）　一
○道路に関する件（四国地方整備局一二〇、一二一）　二
○道路に関する件（九州地方整備局一四四）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示について（金融庁）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
建築士懲戒処分関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
平成二十三事業年度財務諸表（独立行政法人農林水産消費安全技術センター・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、地方職員共済組合役員の異動、日本弁護士連合会裁決関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○国土交通省告示第千八十一号

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）附則第七条及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十三号）附則第六条の規定に基づき、指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示（平成二十三年国土交通省告示第千八号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年十月五日　国土交通大臣　羽田雄一郎

指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示の一部を改正する告示

指定原動機の型式及び指定原動機への放出基準の適用に係る起算日を定める告示（平成二十三年国土交通省告示第千八号）の一部を次のように改正する。

別表のS50MC（一シリンダ当たりの定格出力が1160キロワット以上1430キロワット以下であって、かつ、定格回転速度が毎分114回転以上127回転以下のものに限る。）の項の次に次のように加える。

S60MC（一シリンダ当たりの定格出力が1650キロワット以上2040キロワット以下であって、かつ、定格回転速度が毎分94回転以上105回転以下のものに限る。）	MAN B&W	平成23年10月7日

○四国地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

道路の種類　一般国道

(一)　路線名　三十二号及び三百七十七号

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
香川県仲多度郡まんのう町羽間字安造田二九九〇番一から同町吉野下字川原添二四六番二まで	前	一一・六六～四四・二三（メートル）
	後	二三・三〇～四四・四七（メートル）

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百七十七号	香川県仲多度郡まんのう町羽間字安造田二九七六番一から同町吉野下字杉上上所五四一番一まで	四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十月五日